

ワーケーション実証費用助成金



市外の社員等【企業・団体の役員・社員（職員）又はフリーランス・個人事業主】が、本市の宿泊施設に滞在し、テレワークや研修などの仕事と余暇を両立したワーケーションを実証した場合、市内の宿泊費及びレンタカー利用料の一部を助成します。

対 象 者

次に掲げる（１）または（２）に該当し、（３）から（８）の要件を全て満たす社員等とする。

- （１）日本標準産業分類に掲げる情報通信業の社員等であること。
- （２）テレワークの活用を通して柔軟な働き方を実践する社員等であること。
- （３）法人においては既に１年以上の事業活動実績があること。
- （４）メディア等の取材に対し、企業等名・氏名を公表できること。
- （５）企業等から宿泊費、レンタカー利用料を支給されていないこと。
ただし、社員等が企業等に当該助成金の活用を事前相談し、承認を得た上で、社内規定等に基づき、企業等が支給する場合はこの限りでない。
- （６）国・都道府県その他の公的機関からワーケーション実証を目的とした助成金等を重複して交付を受ける者でないこと。
- （７）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条に定める業種、公序良俗に反する事業又は宗教的施設として活用する事業を営む者でないこと。
- （８）富良野市暴力団排除条例第２条第１号に規定する暴力団、同条第２号に規定する暴力団員及び同条第３号に規定する暴力団関係事業者に該当しない者であること。

※帯同する家族等は助成対象外となります。

助成対象経費 助成限度額

助成対象経費	助成限度額	助成割合	単位	備考
宿泊費（素泊り又は朝食付き）	5,000円	1/2以内	1泊/1人	7連泊分まで助成
	10,000円	3/4以内 ※1		
レンタカー利用料	2,500円	1/2以内 ※2	1日	8日分まで助成

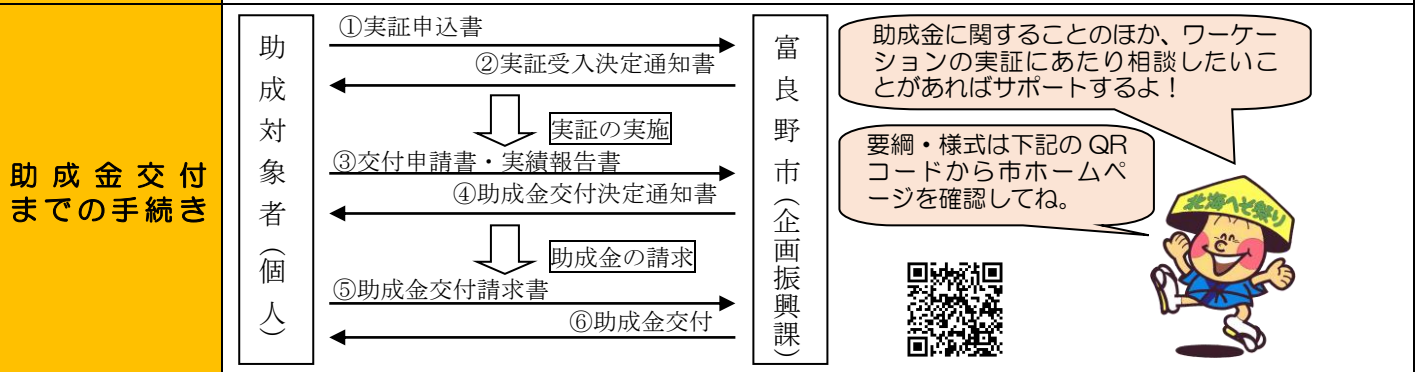
※1 市と事前協議した上で、市が主催又は関与する地域振興・課題解決を目的とした企画イベント等への参加のほか、社員等が社会貢献活動への参加又は自ら行う場合、宿泊費の助成限度額、助成割合を引き上げます。

※2 レンタカー利用料で免責補償等の保険料は利用料に含まれますが、オプション・装備品や出発店舗と異なる店舗に返却できる片道利用（乗り捨て）の加算分は含みません。

※ 確認書類として「領収書」等の写しは必須

助 成 要 件

- ・富良野市内に４泊以上滞在（連泊に限る・宿泊施設の変更は可）すること。
- ・レンタカーを利用する際には、富良野市内または旭川空港、新千歳空港の営業所で借りる場合に限ることとし、宿泊助成を受ける期間内とする。
- ・ワーケーション実証期間中の消費（支出）額を積算、算出すること。
- ・同一期間中に同一の企業等に所属する社員等による実証は、１０人以内であること。
- ・同一社員等が年度内に実証できるのは２回までとする。
- ・同一企業の社員等が年度内に実証できる延べ人数は、２０人以内であること。
- ・滞在期間中、ワーケーションの実施を SNS で紹介し、本市の魅力を拡散すること。実証終了後は市に体験記を提出すること。
- ・滞在期間中、本市の関係者と１回以上、情報交換会あるいは交流会に参加すること。



問 合 せ 先 〒076-8555 北海道富良野市弥生町１番１号 富良野市企画振興課企画振興係
 電話：0167-39-2304 Email：iju.soudan@city.furano.hokkaido.jp
 ※日程を調整の上、オンライン（ZOOM）による相談にも対応致します。

※本チラシは当該助成金の概要のみ掲載しており、詳しくはQRコードから市のホームページ（要綱等）を確認願います。